

浜松市市民ふれあい農園整備事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、レクリエーションその他の余暇活動等として行う農作物の栽培に対する関心の高まりに対応した市民農園の適正かつ円滑な整備の促進を図るため、市民農園の開設及び既存の市民農園の拡張のために必要な施設の整備に要する経費の一部について、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、浜松市補助金交付規則(昭和55年浜松市規則17号。以下「規則」という。)及びこの交付要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民農園 市民農園整備促進法(平成2年法律第44号。以下「法」という。)第4条第1項の規定により市民農園区域に指定された区域内において、認定開設者が開設する市民農園をいう。
- (2) 認定開設者 法第7条第1項の規定により、農業振興地域内において市民農園を開設するため市民農園整備運営計画書を市長に提出し、開設が適当である旨の認定を受けた土地所有者をいう。

(補助対象及び補助率等)

第3条 この要綱による補助対象は、別表に定める施設及び圃場の整備に要する経費の2分の1以内の額(ただし、1,000円未満の端数が生じた場合は、切捨てとする。)とし、1農園につき50万円を限度とする。

(交付の申請)

第4条 補助金の交付の申請をしようとする者は、次に掲げる書類を速やかに市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金交付申請書(様式第1号)
- (2) 事業計画書(様式第2号)
- (3) 収支予算書(様式第3号)
- (4) 市税納付・納入確認同意書(様式第4号)
- (5) 暴力団排除に関する誓約書(様式第5号)
- (6) 市民税・県民税特別徴収義務者指定通知書の写し(給与所得者を雇用する事業者)

(交付の決定)

第5条 市長は、前条の申請があったときは、当該申請書を審査し、適当と認めるものについて補助金の額を決定し、認定開設者に交付決定通知書(様式第6号)により通知するものとする。

(交付の条件)

第6条 次に掲げる事項は補助金を交付する際の条件とする。

- (1) 次に掲げる事項の一に該当する場合は市長の承認を受けなければならない。
 - ア 補助事業に要する経費の配分(軽微な変更を除く)の変更をしようとする場合
 - イ 補助事業の内容の変更(軽微な変更を除く)をしようとする場合
 - ウ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合
- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。
- (3) 補助事業により取得し、効用の増加した不動産及びその従物については、市長の承認を受けずに、補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付けし、廃棄し、又は担保に供してはならない。
- (4) 市長の承認を受けて(3)の財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることができるものとする。
- (5) 補助事業により取得し、又は効用の増した財産については、事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

- (6) 補助事業者は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を整備し、10年間保管しておかなければならない。
- (7) 補助事業の事業運営、経理の状況を調査し、不相当と認めたときは、当該補助金の全部または一部を市に返還させることができるものとする。
- (8) 規則に基づく市長の指示に従うこと。
- (9) 補助事業の完了により当該補助事業者に相当の収益が生じると認められる場合においては、当該補助金の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を市に納付すること。
- (10) 規則第17条第1項の規定により補助金の交付の決定の取消しを受け、補助金の返還の請求を受けたとき又は当該返還の期限までに納付しなかったときは、規則第18条の2の規定に基づき、加算金又は遅延損害金を市に納付する。
- (11) 補助金の返還の請求を受け、当該補助金、加算金又は遅延損害金の全部又は一部を納付しない場合、規則第18条の3の規定に基づき、他の交付すべき補助金についてその交付を一時停止し、又は未納額との相殺をする場合がある。
- (12) 認定開設者が市税を完納していること。
- (13) 浜松市暴力団排除条例に規定する暴力団等でないこと。
(軽微な変更)

第7条 第6条第1号のア及びイに定める軽微な変更とは、次に掲げる変更を除いたものをいう。

- (1) 経費の配分の変更
事業費の額の10パーセントを超える変更
 - (2) 事業内容の変更
 - ア 事業主体の変更
 - イ 施行場所の変更
- (変更の承認申請)

第8条 第6条第1号のア及びイの変更(軽微な変更を除く)をしようとするときは、変更承認申請書(様式第7号)を市長に提出して承認を受けなければならない。

(変更の承認)

第9条 市長は、前条の申請があったときは、当該申請書を審査し、適当と認めるものについて変更を承認し、認定開設者に変更承認決定通知書(様式第8号)により通知するものとする。

(実績報告)

第10条 補助対象者は事業完了後に、次に掲げる書類を速やかに市長に提出しなければならない。

- (1) 実績報告書(様式第9号)
- (2) 事業実績書(様式第10号)
- (3) 収支決算書(様式第11号)

(交付の確定)

第11条 市長は、前条の報告があったときは、当該報告書を審査し、適当と認めるものについて補助金の額を確定し、認定開設者に交付確定通知書(様式第12号)により通知するものとする。

(補助金の交付)

第12条 規則第16条第1項に規定する補助金の交付は、補助金の額が確定した後にこれを行うものとし、請求書(様式第13号)により市長に請求するものとする。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成30年4月1日から施行し、平成30年度から平成32年度までの補助金に適用する。

別表（第3条関係）

<p>補助対象</p> <p>市民農園の開設に必要な次に掲げる施設及び圃場の整備に要する経費（原材料費、備品購入費、工事費）</p> <ul style="list-style-type: none">・園路・便所・手洗い場・水飲み場その他の給排水施設・農機具及び農業用資材収納施設・ごみ置き場・駐車・駐輪場・種苗保管庫・堆肥置き場・掲示板、案内板、柵・休憩施設・区画の境界に要するもの・樹木の伐採及び抜根・整地
--

様式第1号(第4条関係)

浜松市市民ふれあい農園整備事業費補助金交付申請書

平成 年 月 日

(あて先)

浜松市長 氏 名

住所

申請者

氏名

平成 年度において、下記のとおり、市民ふれあい農園を開園したいので浜松市市民ふれあい農園整備事業費補助金交付要綱により補助金の交付を申請します。

記

1 事業の目的

2 交付申請額 円

3 事業計画 別紙事業計画書による

様式第2号(第4条関係)

事業計画書

事業計画内容及び経費の配分

単価：円

項目	工種	構造・規格	数量	事業費
事業計画				
合計				
実施期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日			
開設時期	平成 年 月 日			
経費の区分	経 費 の 内 訳			
	市費	自己負担額	計	
整備費(円)				
計(円)				

様式第3号(第4条関係)

収 支 予 算 書

(1) 収入

区分	予算額	備考
市補助金		
自己資金		
計		

(2) 支出

区分	予算額	備考
施設整備費		
ほ場整備費		
計		

様式第4号(第4条関係)

市税納付・納入確認同意書

平成 年 月 日

(あて先) 浜松市長
(取扱い) 農業振興課

補助金交付申請者

住 所

氏 名

_____ 印

明・大・昭・平 年 月 日 生

下記の補助金交付申請に伴い、浜松市市民ふれあい農園整備事業費補助金交付要綱第6条の規定により、市において、補助金交付申請者の市税の納付及び納入状況について確認することに同意します。

記

申請補助金 浜松市市民ふれあい農園整備事業費補助金

暴力団排除に関する誓約書

浜松市市民ふれあい農園整備事業費補助金の交付申請にあたり、下記事項について誓約します。

また、浜松市が暴力団排除に必要な場合には、静岡県警察本部又は管轄警察署に照会することを承諾します。

記

- 次に掲げる者のいずれにも該当しません。
 - 暴力団(浜松市暴力団排除条例(平成24年浜松市条例第81号。以下「条例」という。)第2条第1号に規定する暴力団をいう。)
 - 暴力団員等(条例第2条第4号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。)
 - 暴力団員等と密接な関係を有する者
 - 前3号に掲げる者のいずれかが役員等(無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。)となっている法人その他の団体

平成 年 月 日

浜松市長あて

(誓約者)

住所(所在地)

氏名(名称及び代表者氏名)

印

様

浜松市長 氏 名

浜松市市民ふれあい農園整備事業費補助金交付決定通知書

平成 年 月 日付けで申請のあった市民ふれあい農園整備事業費補助金について、下記のとおり条件を附して交付する。

記

- 1 補助金の額 円
- 2 条件
 - (1) 次に掲げる事項の一に該当する場合は市長の承認を受けなければならない。
 - ア 補助事業に要する経費の配分(軽微な変更を除く)の変更をしようとする場合
 - イ 補助事業の内容の変更(軽微な変更を除く)をしようとする場合。
 - ウ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合
 - (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。
 - (3) 補助事業により取得し、効用の増加した不動産及びその従物については、市長の承認を受けないうで、補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付けし、廃棄し、又は担保に供してはならない。
 - (4) 市長の承認を受けて(3)の財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることができるものとする。
 - (5) 補助事業により取得し、又は効用の増した財産については、事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
 - (6) 補助事業者は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を整備し、10年間保管しておかななければならない。
 - (7) 補助事業の事業運営、経理の状況を調査し、不適当と認めるときは、当該補助金の全部または一部を市に返還させることができるものとする。
 - (8) 規則に基づく市長の指示に従うこと。
 - (9) 補助事業の完了により当該補助事業者に相当の収益が生じると認められる場合においては、当該補助金の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を市に納付すること。
 - (10) 規則第17条第1項の規定により補助金の交付の決定の取消しを受け、補助金の返還の請求を受けたとき又は当該返還の期限までに納付しなかったときは、規則第18条の2の規定に基づき、加算金又は遅延損害金を市に納付する。
 - (11) 補助金の返還の請求を受け、当該補助金、加算金又は遅延損害金の全部又は一部を納付しない場合、規則第18条の3の規定に基づき、他の交付すべき補助金についてその交付を一時停止し、又は未納額との相殺をする場合がある。
 - (12) 認定開設者が市税を完納していること。
 - (13) 浜松市暴力団排除条例に規定する暴力団等でないこと。

様式第7号(第8条関係)

浜松市市民ふれあい農園整備事業計画変更承認申請書

平成 年 月 日

(あて先)

浜松市長 氏 名

住所

申請者

氏名

平成 年 月 日付け浜松市指令 第 号により補助金交付の決定を受けた市民ふれあい農園整備事業計画を次のとおり変更したいので、下記のとおり申請します。

記

1 計画の変更理由

2 変更する事項

様式第8号（第9条関係）

第 号
平成 年 月 日

様

浜松市長 氏 名

浜松市市民ふれあい農園整備事業計画変更承認決定通知書

平成 年 月 日付け申請のありました市民ふれあい農園整備事業計画の変更承認申請について、審査の結果次のとおり承認することが決定しましたので通知します。

記

1 変更する事項

2 承認の要件等

様式第9号(第10条関係)

実績報告書

平成 年 月 日

(あて先)

浜松市長 氏 名

住所

申請者

氏名

平成 年 月 日付け浜松市指令 第 号により、補助金の交付
決定を受けた市民ふれあい農園整備事業が完了したので、関係書類を添えて報
告します。

様式第10号(第10条関係)

事業実績書

1 事業実績内容及び経費の配分

単価：円

項目	工種	構造・規格	数量	事業費
事業実績				
合計				
実施期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日			
開設時期	平成 年 月 日			
経費の区分	経費の内訳			
	市費	自己負担額	計	
整備費(円)				
計(円)				

様式第11号(第10条関係)

収支決算書

(1) 収入

区分	決算額	備考
市補助金		
自己資金		
計		

(2) 支出

区分	決算額	備考
施設整備費		
ほ場整備費		
計		

様式第12号(第11条関係)

第 号
平成 年 月 日

様

浜松市長 氏 名

浜松市市民ふれあい農園整備事業費補助金確定通知書

平成 年 月 日付けの補助事業実績報告書を審査の結果、適当と認められましたので、下記金額を当該市民ふれあい農園整備事業費補助金として確定いたします。

記

金

円

様式第13号(第12条関係)

請 求 書

金 円 也

ただし、平成 年 月 日付け 第 号により、補助金の交付確定を受けた市民ふれあい農園整備事業費補助金として、上記のとおり請求します。

平成 年 月 日

(あて先)

浜松市長 氏 名

住 所

氏 名

印

座振替先金融機関名

座種別

座番号

フリガナ

座名義人